津和野町下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月４日

津和野町長　下森　博之

津和野町規則第19号

津和野町下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

津和野町下水道排水設備指定工事店規則（平成17年津和野町規則第114号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第４号中「心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」を「精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

様式第１号中「心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」を「精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。